

平成19年から税源移譲により 住民税（市・県民税） が変わります

※この記事の内容は、平成18年度税制改正における地方税法の改正内容などに基づき作成されたものです。税源移譲に関する改正は、平成19年度分の住民税から適用されますが、詳しくはお問い合わせください。

問合せ先

- 高浜市役所税務グループ ☎52-1111（内線246）
- 愛知県総務部税務課 ☎052-954-6047
- 刈谷税務署 ☎21-6211(代)

各地方団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行なうために進められてきた三位一体改革。その一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われます。税源移譲に伴い、皆さんが納めている住民税が平成19年度分から

大きく変わります。

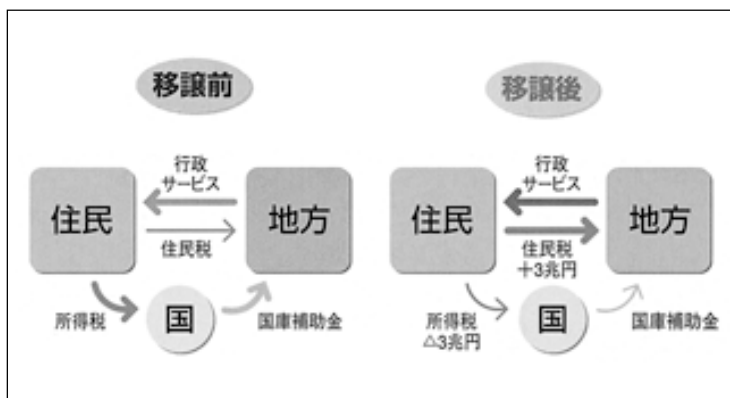
■住民税について

住民税には、均等の額によって負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」があり、通常、県の税である県民税と市の税である市民税を合わせて住民税と呼びます。

Q どのように変わるの？

A より身近な行政サービスを効率よく行なえるよう、国から地方へ税源が譲られるからです。

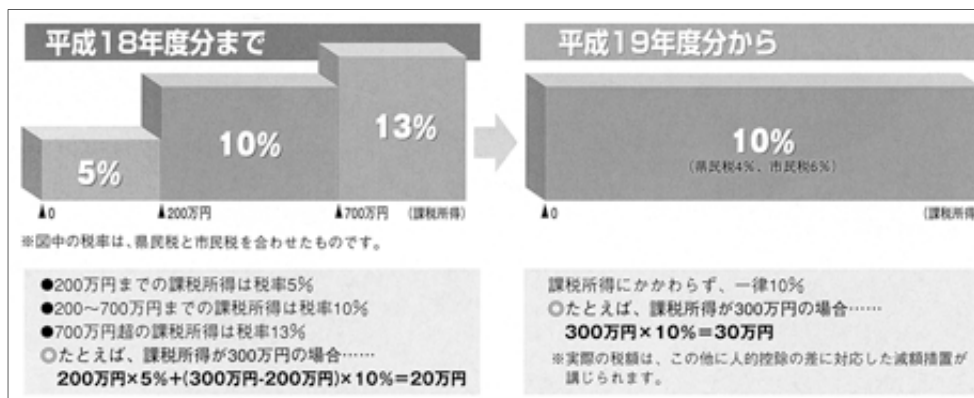
「地方でできることは地方へ」という方針のもと進められている三位一体改革。地方団体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その行財政システムは必ずしも自主性が高いとはいえません。このため、地方団体が自主的に財源の確保を行ない、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行なえるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲をすることになりました。



Q どのように変わるの？

A 住民税所得割の税率が10%に統一されます。

住民税所得割の税率は従来3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。（応益原則の明確化）これによって、高額所得者の多い地域に税収が集中することなく



税源移譲が可能となります。（税源の偏在度の縮小）
※この改正は、平成19年6月徴収分から適用されます。